

# 清代粵海関の徵稅機構

——保商制度を中心として——

岡 本 隆 司

【要旨】 南京条約以前、中国の対西洋貿易を一方で規定した清朝の体制は、「広東システム」として理論化されているが、その内容にはなお検討すべき課題が残されている。本稿は、粵海関設置より条約締結まで、西洋貿易における広東での取引と徵稅のあり方を、粵海関と中国商人の關係を中心に概観するものである。西洋貿易を管轄した粵海関では、商人との関わりから形成されるに至った徵稅機構たる保商制度が重視されるべきであり、これまで「広東システム」の中核とみなされてきた「公行」「独占」とは、厳密に言えば、保商制度の弥縫的維持のための副次的な組織に過ぎなかった。こうした保商制度の展開は、当時の取引のあり方とも密接な連関を有し、条約の内容にまで影響を与えた問題であった。

史林 七五卷五号 一九九二年九月

## はじめに

南京条約（一八四二年）前後の中国とイギリスを始めとする西洋との關係は、従来より中国近代史の一つの重要な前提とみなされてきたこともあって、広東一港貿易を中心としてすでに膨大な研究蓄積がある。中国側の史料が比較的整備され、外国側史料も利用可能なため、夙にさまざまな角度から検討が加えられており、基本的なことはほぼ論じ尽されている。そして、この時期、中国の対西洋關係を一方で規定した清朝側の体制は、「広東システム（Canton system）」として理論化がなされつつある。

「広東システム」を克服しようとした「条約」という位置づけは、確かに事実として動かしがたい。過去の研究は多かれ少なかれ、「前近代」と「近代」との対比において、制限的な「広東システム」を打倒・開放した「条約」という論の展開が一般的であった。それが必ずしも当を得たものではなかったことは、現在ではもはや共通の認識となっている。けれども、「条約」と「広東システム」との対立面より連関性を重視するならば、その結節点はどこに見出すべきであろうか。「条約」のそれぞれの條款は、「広東システム」に対してどのように形成、運用され、いかなる影響を及ぼしたのか。例えばこうした問いに対し、これまでの研究は決して十分な解答を与えてくれるものではない。

こうした現状は、「広東システム」そのものの検討になお問題が残されていることを示唆している。その一つに「公行」制度を中心とした通説が挙げられよう。モース(Hosea Ballou Mosse)氏はその幾多の先駆的業績で、「公行」＝ギルド＝「独占」という図式を「広東システム」の中核として位置づけた。彼を継承・批判する以後の研究も、概ねこの図式に規定されている。もちろん、ギルドや「独占」の存在という史実自体が誤っているわけではないが、「広東システム」として総称されるさまざまな事態のありようがこれらに帰一され説明されてきた傾向は否めない。何よりも「独占」に注目するという立場から暫らく離れて、「公行」を構成したとされる商人のあり方、とりわけ彼らと粵海関との関係を改めて位置づけてみることも必要ではないであろう。

そこで、本稿では、清初の海関設置よりアヘン戦争前夜に至るまで、西洋貿易に対し、粵海関ではいかなる形で取引と徴税が行われ、その形態はどのように推移していったのか、を解明してみたい。西洋貿易に当たる商人の徴税請負はすでに周知の事実であるが、そのしくみを系統的に明らかにしようとする試みはきわめて少なかったように思われるからである。この作業を通じて、清代の粵海関で重視されるべきは、商人が構成した徴税機構たる保商制度にほかならず、「公行」に代表される「独占」とは、保商制度の弥縫的維持のため設けられた副次的組織にすぎなかったことが明らかにされるであろう。ひいては、「広東システム」再検討への一つの足掛かりを提供することにもなろう。

以下、まず粵海関設置当時の事情を取り上げ、粵海関がそもそも有した性格・位置を明らかにしたうえで、そこに属した商人の役割に論及する。次に雍正年間を中心に、粵海関での官・商関係に密接に関わっていた対外取引とその徵稅のあり方を明らかにする。第三に、そうしたあり方をいわずに制度化した保商制度の展開を動態的に跡づけていくこととする。ただし、紙幅の都合上、なかならず第三節は概観に止まらざるを得なかったために、既に論じられた問題の省略や重複は免れないであろうが、筆者なりの体系を構築するため敢えてそれも避けなかった。予め諒承を乞う次第である。

- ① H. B. Morse, *The Gilds of China*, London, etc., 1909. *The Inter-national Relations of the Chinese Empire*, Vol. 1, Shanghai, etc., 1910. *The Chronicles of the East India Company Trading to China* 1635-1834, 2 vols., Oxford, 1926, 1929.

## 一 開海・設関・洋貨行

康熙一七（一六七八）年といえ、順治二三（一六五〇）年に發布され、康熙元（一六六二）年より改めて強化された海禁<sup>①</sup>がなお施行されていた頃である。この年、ペレイラ (Benoit Pereira) を正使とするポルトガルの北京派遣使節が清朝に入貢、表文を進め獅子を献じた。<sup>②</sup> その主な目的は、一六六七～一六七〇年のサルダーニャ (Manoel de Saldanha) 使節で失敗に終わったポルトガル人の通商の自由獲得であり、フェルビースト (Ferdinand Verbiest) の仲介を得て達せられた。<sup>③</sup> 清朝側の記録によれば、ペレイラはその際、「<sup>④</sup> 粵<sup>⑤</sup> 奔の禁海困苦を見、部に赴きて呈控」したといわれ、これをきっかけに、康熙一八（一六七九）年、陸路での貿易が准されることとなった。康熙二〇年末から六年間広東巡撫に任じた李士楨らによると、それは次のような形で行なわれた。

このときは海禁が未だ解かれておらず、マカオも界外に属していたので、中国商人がマカオに行くことは禁止し、許さなかった。外来の船舶がマカオに寄らした貨物と香山県に到る中国商人の船舶〔の貨物と〕は、陸路を経由して界口まで運び、そこで貿易を行なうこととし、海路での往来は許さなかった。市舶司をして〔税を〕徵收せしめた。<sup>⑥</sup>（一）内は引用者補足、以下同）

こうした陸路貿易に対する徴税を掌っていたのが市舶司であったところに注目しておきたい。この市舶司は専設されたものではなく、塩課提挙司が兼任し、塩課市舶提挙司と称された。順治一〇（一六五三）年に、シャム・オランダの船が相次いで廣州・マカオに来航、朝貢を求めたとき、塩課提挙司白万拳と平南王府參將沈上達が尚可喜に互市の利を説き、北京の認可を受けて「遠人を招納」した、といわれている。おそらくこれ以後、平南王の下で塩課提挙司が市舶司を兼ねるに至ったのであろう。陸路貿易を管理した提挙の張藻も「曾て逆藩の為に辦事せる」者であり、私抽のため参劾されている<sup>⑦</sup>。徴税が開始されてから二年余り経過した康熙二二年の正月に及んで、部選の同知が前山寨に駐劄し、稅務と禁制品取締を行なうこととなった<sup>⑧</sup>。

厳密な意味での朝貢、およびそれに付帯する貿易を除けば、以上のマカオの陸路貿易のみが、当時公式に認められた対外貿易といえるものであった。この貿易が年に二万両ほどの稅収をあげるようになっていた一方で、清朝をして遷界令ならびに海禁を実施せしめていた要因そのものが取り除かれつつあった。鄭氏の勢力は衰退に向かい、康熙一九（一六八〇）年に厦門・金門二島を棄てて台湾に退き、二二（一六八三）年、ついに清朝に降伏した。ここに及んで、江南・浙江・福建・広東の沿海四省を展界すべく、前二省に工部侍郎金世鑑と副都御史雅思哈が、後二省には吏部侍郎杜臻と内閣学士石柱が現地巡察に派遣された<sup>⑩</sup>。杜臻によればこれには四つの目的があり、その第四として、海禁以前のように沿岸で「市舶を通じ、外洋に行賈す」るのを許すか否かを見極めることが挙げられている<sup>⑪</sup>。翌康熙二三年七月一日、杜臻とともに福建・広東に赴いた石柱は、海上貿易は明末以来開いたことのなかったものであり、現地督撫らの意見に従い、その解禁は一〜二年猶予をおくべきである、と康熙帝に復命した。だが、帝はこれを却け海上貿易の開放を認めたのであった<sup>⑫</sup>。

海上貿易開放は、しかしながら、このとき急に決められたものではなく、北京では既定の方針であったようである。浙江においても山東と同様に、五〇〇石以下積載の船舶が海上に出て貿易・捕魚することを許されたい、という金世鑑の疏言がすでに康熙二三年四月に容れられていたことをみても、それは明らかであろう。では、この海上貿易に対しては、ど

のように徴税を行なおうとしていたのであろうか。同年六月初五日の戸科給事中孫蕙の条疏に対する上諭では、

「この海上貿易に対し」税課を徴収するのは創めてのことであるから、もし例を定めなければ、恐らく商人の累となるであろう。開差の例に従い、部院の賢能な司官を〔現地に〕派遣して、則例を適宜定めさせるべきである。<sup>⑮</sup>

と見えており、これに従い、広東・福建の二省には宜爾格図と呉世把が収税郎中として派遣された。以下、やや長くなが、康熙二十三年八月二十六日付の戸部の題本に引く彼らの呈文に拠って、その措置を見てみよう。

広東・福建ではもともと徴税を行なつたことがなかったので、各関の則例を持って行き、貨物の品質に応じて適宜定例を増減する。広東・福建には元來収税を行なう衙門が設けられていなかったため、我々は到着した日に衙門設立に最も適した場所を調査し、原案を定めて該省の督撫にわたし、衙門を設立させる。衙門の書辦と各種の衙役は、各関の例に従って召募する。広東・福建沿海地方は遼闊で口子が多いが、それでも足りなければ、督撫と会同し具題して増設する。我々の徴収した税銀は布政司に引きわたし、実収を受領して、我々が自ら戸部に差し出す額を報告する。広東・福建は遼闊の地で、徴税も初めてのことであり、各関既定のように四季に送冊するのは難しいから、年に二度送るようにする。海口は多く、地方は遼闊なので、常時巡查しなければ脱税が起ころであらう。各関の例には従わず、我々の年来知るところの筆帖式を指名してもう一員ずつ多くつける。さらに、海港内の橋・津で取引する船・車に対しても一律に徴税を行なう。<sup>⑯</sup>

以上が「開海征稅則例」と称された広東・福建における海関設置の草案というべきものである。その提議の多くは、内地の「各関の例に照らして」、あるいは、「各関の例に照らさず」とあるように、あくまでも内地関の組織を基準になされたことが看取されよう。こうして設立された海関は、行政体系全体からみれば『康熙会典』所載の戸部に属する二一権関に含まれ、やはり内地諸関と区別されるところはなかった<sup>⑰</sup>のである。さらに、以上の経緯よりすでに明らかなかももしれないが、宜爾格図らの上の措置に加え、九卿詹事科道の会議で出された、出海者の姓名登記、保結提出、印票発行などの事柄を実施するよう彼らに特に通知していることからも、このときの設関はそもそも「出海貿易」、つまり、中国人が

海上に出て行なう貿易を対象とするものであったことが確認できよう。このようにみてくると、海関の設置は海禁解除、すなわち、公式に認められた中国人の海上進出に伴った、内地関の沿海へのエキスパンションであったといえる。換言すれば、外国船の来華貿易に対する管轄は、少なくともこの時点では考慮の外におかれていたということである。康熙七（二六六八）年、所定の貢期に非ざる外来の貿易は一律に禁じられていた<sup>⑧</sup>のであり、ポルトガル船のマカオへの来航を事実上認めていた点で唯一の例外とも言える上述の陸路貿易は、市舶司の管轄に係るものであったからである。

ところが、康熙二四（二六八五）年、朝貢船舶の貿易への課税を求めた福建総督王国安の上奏を機に、外国船の来航貿易についても規定が定められ、朝貢船舶の付帯貨物は無税で取引を許され、その他非公式に来航する船舶も、商人が税を納めれば貿易を許されることとなった。そしてこの規定は、戸部より「各海関監督に割行して、遵奉施行せし」められた<sup>⑨</sup>。ここに至って、「出海貿易」を対象に設立されていた海関の管轄範囲は、外国船の貿易にも拡げられたのである。広東についてみると、おそらくはこの指示に従ってであろう、マカオの陸路貿易も粵海関監督宜爾格図の管理に移された<sup>⑩</sup>。ついで、広東巡撫李士楨らは、再三題奏して市舶司の陸路貿易に対する徴税を停止するよう求めた。

今日〔粵海関〕監督が海上より出入する洋船から徴収する貨税は、市舶司が先に禁海時に陸路境界口での貿易より徴収していた貨税にほかならず、元来同じものである。此で収めれば彼で停めるのは当然のことである。

とその理由を述べ、「一貨兩税」、「一地兩抽」に苦しむ商人の訴えをも引きつつ、陸路貿易の徴税を海関の所轄に非ざる「落地早税」とみなす戸部に反駁して、海関監督の徴収に含まれるものと位置づけたのであった<sup>⑪</sup>。すなわち、少なくとも広東に限っていえば、海関は市舶司を継承したのではなく、これを接収したものとすることができよう<sup>⑫</sup>。

マカオの陸路貿易に課せられた税は、たとえ李士楨らのように、洋船の貨税と元来は同じものであったにせよ、その取引や徴税の形態からすれば、いわゆる「落地」税と戸部からみなされても確かにやむをえないところがあった。というのも、宜爾格図らが酌定した「開海征稅則例」のうち、海港内橋津での徴税については朝廷で修正が加えられ、海関は、

海上から出入し、舶載貿易される貨物に限って徵稅を准されていたからである。<sup>⑤</sup>こうした形の徵稅を粵海関が実際に行なうにあたり、やはり既存の落地稅と関連して解決されなければならない問題が生じていた。それは、海関の課稅貨物と従来からの「落地貨物」とをいかに弁別し、二重課稅が起らないようにするのか、という問題であった。康熙二五（一六八六）年四月に發布された告示には、以下のように見える。

省城・仏山には以前より稅課司が設けられ、落地住稅を徵收していた。今、海関を設立して出洋行稅を徵收しようとしているが、地勢が相連なっており、もし、行・住二稅を分けなければ、恐らく重複、影射の弊害があろう。そこで、協議の末、金絲行と洋貨行という二種の貨店を設立することにした。もし本地にきて興販するならば、一切の落地貨物は住稅に分類し、その報單はすべて金絲行に寄せ、稅課司に赴いて納稅する。外洋から販売しに来る貨物や海上に出て貿易される貨物は、行稅に分類し、その報單はすべて洋貨行にわたし、「船舶が」出海するのを待って、洋貨行商人が自ら海関に赴いて納稅することとする。<sup>⑥</sup>

管轄官庁についてみると、「落地住稅」は従来より稅課司の徵收に属するものであり、粵海関の徵稅とは明確に區別されていたはずであるが、それだけでは双方とも十分ではなかったのである。所轄範圍の地理的近接によって混乱が生じるというのは、けだし、当局には取引のあり方に従って課稅貨物を識別する手段が欠如していたことを物語っている。これを補うべく設けられたのが、「落地住稅」対象の貨物と「出洋行稅」のそれとを取り扱う牙行をそれぞれ分別して納稅させる方法であった。

それでは、牙行をことさらに分別する必要はどこにあったのであろうか。これより以前の広東で「落地住稅」がどのように徵收されていたかを明らかにする史料は今のところ手許にない。けれども、金絲行に相当する牙行はすでに存在し、少なくとも当時には、「落地住稅」の直接納稅者となっており、さらにその多くは、海上貿易にも手を拡げ、「出洋行稅」の対象となる貨物をも取り扱うようになっていたと判断される。粵海関がその課稅貨物を把握して徵稅を行なうに際し、洋貨行を別に設けなければならなかったのは、「落地」・「出洋」の両貨物とも同一の牙行が取引・納稅を行なう可能性が

大きく、そこに弊害が懸念されたことによるのである。このように、粤海関が独立した官庁として、国内からの「出海貿易」および外国からの来舶貿易に対し徴税を行なう体制は、海関に属する洋貨行が設立されてようやく整えられた。さらにいうならば、粤海関の貨税徴収は、洋貨行の納税を俟って始めて実現されるものであったと見る事ができる。

- ① 「申設海禁勅諭」中央研究院歴史語言研究所編『明清史料』丁編第二本、頁一五五、「嚴禁通海勅諭」、同右、第三本、頁二五七。なお、海禁に関わりの深いいわゆる遷界令は、順治一八二六(一)年八月己未に発布された『大清歴朝聖祖仁皇帝実録』卷四)が、広東方面で施行されたのは、海禁強化と同じく康熙元(一六六二)年であったように『A. Jungstedt, *An Historical Sketch of Portuguese Settlements in China*, Boston, 1886, p. 95. 屈大均『廣東新語』卷二「遷海」。
- ② 『聖祖仁皇帝実録』卷七六、康熙一七年八月庚午の条。L. Pfister, *Notices Biographiques et Bibliographiques sur les Jesuites de l'ancienne Mission de Chine, 1552-1773*, 2 toms, Chang-hai 1932, 1934, Tom. 1, p. 243. ヴンベリの名は『実録』には「本名曰韋拉」云々の下に J. K. Fairbank and S. Y. Teng, "On the Ch'ing Tributary System," *Harvard Journal of Asiatic Studies*, Vol. 6, No. 2, pp. 181, 188. 44 Bento Pereyra de Faria 云々。G. B. Souza, *The Survival of Empire, Portuguese Trade and Society in China and the South Sea*, Cambridge, etc., 1986, p. 201. 44 Bento Pereira de Faria 云々の下に根拠を示したところ。同じく「フロンティア語化」については、明白であるが、もしあたりに「フロンティア」に依って。
- ③ 『聖祖仁皇帝実録』卷三三、康熙九年六月甲寅の条。『康熙大清会典』卷七二「礼部」主客清吏司、朝貢一「西洋國の条」。Jungstedt, *op. cit.*, pp. 95~96. Pfister, *op. cit.*, pp. 376~377. Souza, *loc. cit.*
- ④ Pfister, *op. cit.*, p. 243.
- ⑤ 李士楨『撫粵政畧』卷二、奏疏二、「請除市舶遷置路稅銀疏」、頁四一〜四二。また、中國第一歴史檔案館編『康熙起居注』全三冊、中華書局、一九八四年、第一冊、頁三九一、を併照。ただ、バレイラが訴えたというマカオの困難は一考の余地がある。後述の沈上達なる人物は平南王の庇護下に海船を打造し、外洋に私通しており(『前掲』『撫粵政畧』卷七、奏疏一、「議覆粵東增餉稅餉疏」、頁一六、マカオ側でも禁令に背いて密輸を試みる商人があった(Jungstedt, *op. cit.*, p. 95.) といふから、海禁が原因でマカオが商業的困難にあえていたとは考えにくい。一六七六年、尚之信が清朝に叛し、まもなく降伏するに至り、マカオ当局としては、平南藩と通じていたという清朝の猜疑を解き、併せて、オランダなど商売敵を排斥するため、その支持を取り付ける必要があったことが、この遣使に及んだ理由だと考えられる(Souza, *loc. cit.*)。
- ⑥ 『南海県志』同治一一年刊、卷二六、「雜錄下」。
- ⑦ 前掲『撫粵政畧』卷七、奏疏一、「特參提舉司官趙扣稅餉疏」、頁一〜二。
- ⑧ 同右、「皇門閩閩請設專官疏」、頁四六〜四七。また、以上の経過は、杜臻『粵閩巡視紀略』卷二、頁二〇、「手際よく要約されている。実際の徴稅手續、とりわけそこで「店牙經紀」の役割が重要であったことにつき、前掲『撫粵政畧』卷六、文告二、「禁奸漏稅」、頁六、同書卷七、奏疏一、「皇門閩閩請設專官疏」、頁四六、を参照。



- ⑨ この陸路貿易によって、ポルトガルが当時中国の対西洋海上貿易を独占せんばかりになつてゐたことは「Report relative to the Trade with the East Indies and China, from the Select Committee of the House of Lords, appointed to inquire into the means extending and securing the Foreign Trade of the Country, and to report to the House, ordered by the House of Commons, to be printed, 1821, p. 289. 宮崎市定『清代對外貿易の二資料』同『アジア史研究 第二』、同朋舎、一九六三年、頁四四一、を参照。
- ⑩ 前掲『撫粵政畧』卷七、奏疏一、「議覆粵東增餉餉疏」、頁一七。さらに、同右、卷二、「請豁壘門旱路徵收缺少稅兩疏」を併照。
- ⑪ 前掲『康熙起居注』、第二冊、頁一〇八六、一〇九三。前掲『粵閩巡視紀略』卷一、頁三、を併照。
- ⑫ 同右、頁三〜四。
- ⑬ 前掲『康熙起居注』、第二冊、頁二一〇。
- ⑭ 『聖祖仁皇帝實錄』卷一一五、康熙二十三年四月辛亥の条。
- ⑮ 前掲『康熙起居注』、第二冊、頁一一八。
- ⑯ 「康熙二十三年戶部開洋設関原案」、前掲『明清史料』、丁編、第八本、頁七四五。
- ⑰ 『皇朝文獻通考』卷二六、征權考一、康熙二十三年の条。
- ⑱ 『康熙大清會典』卷三四、戶部一八、課程三、関稅の条。さらに、『嘉慶大清會典』卷一六、戶部、貴州清吏司の条、寺田隆信「清朝の海関行政について」『史料』四九卷二号、一九六六年、頁二六七〜二六八、を参照。
- ⑲ 前掲「康熙二十三年戶部開洋設関原案」、頁七四五。
- ⑳ 『聖祖仁皇帝實錄』卷二五、康熙七年三月丁卯の条。
- ㉑ 前掲『康熙起居注』、第二冊、頁三二九〜三三〇、『廣東通志』道光二年刊、卷一八〇、經政畧三、市舶。
- ㉒ 前掲『撫粵政畧』卷二、奏疏二、「請除市舶壘旱路稅銀疏」、頁四二。
- ㉓ 同右、「請豁市舶旱路稅餉疏」、頁五九〜六一。
- ㉔ 例えば、紀昀『歷代職官表』卷六二、関稅各差、寺田前掲論文、頁二六七〜二六八。明代の貢舶貿易および市舶司との比較を通じ、「四權関之設、異於市舶之設」とする姜宸英の議論（日本貢使入寇始末撰稿、『皇朝經世文編』卷八三、兵政、海防上）は、こうした点で示唆的である。
- ㉕ 前掲「康熙二十三年戶部開洋設関原案」、頁七四五〜七四六、に引く康熙二十三年九月初一日付の上諭および戶部等の九月初十日付題本、前掲『康熙起居注』第二冊、頁二二八、前掲『皇朝文獻通考』卷二六、征權考一、康熙二十三年の条、を参照。
- ㉖ 前掲『撫粵政畧』卷六、文告二、「分別住行貨稅」、頁五五〜五六。この史料は、周知のように、彭沢益「清代廣東洋行制度的起源」『歷史研究』一九五七年第一期、によって夙に紹介されたものである。しかし、「落地住稅」・「出洋行稅」の意味を深く考えることなく、ただちに「金絲行」をのちの「海南行」・「福潮行」に、「洋貨行」を「外洋行」に結びつけ、ひいては、「金絲行」と「洋貨行」との分別が「國內商業稅收と海関稅收、即ち常関貿易と海関貿易、同時にまた常関と海関を分かつたものである」とする（頁一七）のは、いささか短絡的な理解であらう。
- ㉗ 前掲『撫粵政畧』卷八、批答二、「布政使呈詳一件為分別稅課等事」、頁三九、同右、卷六、文告二、「分別住行貨稅」、頁五六。

## 二 保商制度の前提

それでは、洋貨行による納税は、実際にはどのようなようにしてなされたのであろうか。この問いに答えるのは実は容易なことではない。前節に述べたところによれば、洋貨行とは、海上貿易の貨物に課せられた税を粵海関に直接納めるため、従来の一般的な牙行の中から特化し、析出されてきた牙行の総称であったと考えられる。取引相手が中国人であれば、外国人であれば、苟も海上によって出入する船舶の貨物であれば、洋貨行がこれをすべて扱わねばならないことになろう。<sup>①</sup> 洋貨行の活動のあり方が果たしてこうしたものであったとすれば、これを全体として描き出そうとしても、管見の限り、依拠すべき史料は甚だ乏しいといわざるをえない。

康熙五五（一七二六）年、船材・米糧の密売などを防ぐため、中国商船の南洋への航海貿易の禁止が提議され、翌年正月より実施された。中国から安南に及ぶ沿海での交易、東洋貿易、外国商船の来航は従来どおり聴されていた。<sup>②</sup> 雍正年間には、粵海関の額税はこれらの貿易に従事する船舶より徴収するものである、と称された。ところが、そのうち外国船の来航貿易の比重が圧倒的に増大し、「粵海関は惟だ彝船にのみ頼る」といった類の表現は、雍正五（一七二七）年に南洋航海が解禁された後にも久しく常套句的に使用されるようになる。乏しい史料に散見されるのも外国からの来航船と取引を行なった「行」であり、やはりこれが最も重視されるべきであろう。ここでは、イギリス船と交渉した商人を取り上げ、比較的明らかにしうる個別的な事例を帰納する形で大まかな趨勢を掴んでいきたい。

イギリス船が広東に来航するようになるのは一六九九年からのことであるが、以後二〇年以上もの間に互り、イギリス商人と独占的に取引を行っていたのは、「大官の商人（Great Mandarin's Merchants）」に代表される類型の商人であった。彼らがこのように呼ばれたのは、「各々の主人（Respective masters）」として両広総督や広州將軍などの大官に隸属し、その後盾を得ていたためである。<sup>③</sup> 隸属とか後盾といっても両者の関係ははっきりしないが、つきつめてみると債権者と債

務者のそれであつたらしい。イギリス側の報告によると、「こうした商人は、利子付で預かっている官人の資金で交易をし」ており、甚だしきに至つては、総督など大官は、商人に法外な利子で資金を貸し付けたたり、さもなくばその利益の大部分を取り上げたりした。加えて、内地の茶の買付まで行ない、自分に好都合な価格で商人たちを引き取らせた。いずれも大官の側の強要であつた、といわれている。<sup>⑦</sup> 当時の広東において、官僚が商人をその走狗とし、権力と資本を恃んで商業に進出するのは、外国貿易の分野に限られない現象であつた。<sup>⑧</sup>

以上の記録を残したイギリス側は、いうまでもなく、こうした少数の商人の独占的取引を嫌い、有利な条件を求めて繰り返し他の商人とも個別的に折衝を試みている。すでに大官と関係を結んでいる商人がこれを妨げようとするのはもちろん、一七〇四年に、康熙帝の皇太子の後盾を得て対欧貿易を独占せんとする Emperor's Merchant という者まで現われた。<sup>⑨</sup> 他の商人たちは、背後にいる権力者同様に彼らを恐れ、あえてその取引を妨げようとはしなかったが、一七二〇年になると共同して外国貿易にあたる「ギルド(Guild)」を結成し、久しく貿易を壟断してきた商人たちを排斥しようと試みた。<sup>⑩</sup> 外国側の史料は、外国商人にとって不利な取引の独占や通商に悪影響を及ぼす官僚の介入を専ら強調している。けれども、こうした動きから読み取るべきは、むしろ中国商人間の激しい競争的關係であろう。彼らが相互には協力・排斥し合い、権力者とは甘んじて金銭貸借關係や隸屬關係まで結ぶに至つていたのは、利益のあがる外国船との取引に与ろうと、できうべくんばこれを独占しようとして、鏑を削つていたからである。

「大官の商人」が取引を独占的に行ないえたのは、こうした争いの中で優位に立っていたからにほかならない。その際に、大官との關係がかなり有利な条件とはなつたであらうが、これだけで公式に独占が認められたわけではなかつた。ここで問題となるのは、対外貿易管理を掌るべき粵海関監督の位置である。この時期では僅かな例しか見当らなかつたけれども、外国船と取引した商人は概ね、洋貨行設立時の規定に違わず、自らが粵海関に納入する貨税および他の税を支払つている。<sup>⑪</sup> このような義務が付随する以上、いかなる商人であっても、取引に際しては粵海関監督に従わねばならず、

独占を実現するにはその支持を取り付けておく必要があった。上述の Emperor's Merchant がたちまち失脚したのは粵海関監督との対立関係が一因であったし、「大官の商人」排除を目的とした一七二〇年の「ギルド」結成がともかくも実現されたのは、粵海関監督の支持があったからである。そして、大官の後盾を得た商人が成功していたのも、同様の理由によっていた。一七〇三年の事例をみると、イギリス船が停泊したマカオに、粵海関監督が「その貨物を買ひ上げるため、これらの商人を伴つてきて」、「乗組員の投宿と貨物の寄託は、そのうちの一人の所有する行(Hang or Tan)においてなされるよう命令した」とある。事の発端は総督の命によるものらしいが、これらの商人はイギリス船貨物の取引を独占するにあたり、粵海関監督に四〇〇〇両支払っている。この事例だけからただちに当時の広東市場に一般化するわけにもいかないが、次のような手続の存在は想定できよう。「行」を経営する商人が外国船と独占的に取引を行なうには、まず総督など大官から私的な支持を得、然る後に粵海関監督からそれを公的に認定されなければならない。取引が実現されれば、債権者たる大官には利益の相当部分を、粵海関監督には貨税その他の諸税を納める。この間に賄賂的な金銭の授受が伴ったのはいうまでもなからう。

このように、対外貿易の独占を志向する商人たちに対し、総督など大官と粵海関監督とが果たしてきた役割は、それぞれ異なったものであった。ところが、雍正元(一七二三)年より粵海関監督が広東巡撫の兼任になると、一七二四年のイギリス側の記録に、

……撫院の商人(Phuens' Merchant)が自分の主人に二四〇〇両を納めて、その年に限りイギリス貿易を独占することとなった。と見える。この独占そのものは別の商人が取引に介入したことで失敗に終わったようであるが、ここから、商人に対する私的な支持と公的な貿易独占の認可という別箇の役割は、巡撫一人に一元化されるようになったと考えられよう。こうした広東巡撫の地位を十二分に利用して、商人たちにこれまでにない統制を及ぼしたのは、雍正三年四月に着任した楊文乾であった。彼は雍正五年三月に父楊宗仁の葬のため一時任を離れるが、このとき広東布政使官達、広州將軍石礼哈、署理

広東巡撫常賚らは前後して楊文乾を弾劾した。この頃の広東官界は党争が激しかったらしく、その弾劾にも多分に誇張が含まれているかもしれないが、根拠とされた事実は雍正帝も認めざるをえないものであった。そのうち官達の述べるところを見てみよう。

広東には以前より洋貨行があつて十三行と称されるが、実際には四〇五〇家ある。楊文乾が着任すると、行頭の名称を創設し六行を選任した。この六行の内でもまた二行を専ら耳目となし、十分に資本を給して各地で貨物を購買させ、洋行の取引を壟断させた。洋船が広州に来ると、報餉上貨一切はこの二行が管理した。以前外国人が広州に来れば、自ら行主のところへ逗留（して取引）することが許され、数百家がこれによつて生計を営み、商民は便利としていた。六行設立以後、外国人との交易は、この六行でなければ貨物を引き渡すことができなくなった。その結果、各行の貨物が山の如く積まれていても、外国人は敢えて買おうとせず、冬末になつても売り捌けず、価格を引き下げて六行に売り、六行から「外国人に」転売せざるをえなかつた。このため各商は多く資本を傾け、行店で書を被らないものはなかつた。

二行に資本を給し、外国商人との取引を壟断させた方法は、これまでの「大官の商人」に対するものと変わるところはなく、その二行に納税一切を管理させたのも、兼任していた海関監督の権限内に含まれよう。楊文乾において注目すべきは、外国貿易に当たる排他的な「行頭」を選任したところにある。これは石礼哈・常賚によれば、「専行」と称されたもので、楊文乾により輸入品たる銀と輸出品たる湖絲・茶葉・磁器とに課せられた附加税を「専放之六行」であつた。すなわち、六行に限定して貿易を独占させた目的は、一に課税強化にあつた。当然、こうした措置は、「貨値を高抬すること無くんばあらざる」状況を齎らし、イギリス側も「行頭」ないし「専行」以外の商人（outside merchant）と取引しようとしたが無駄であつた。

この方法は、楊文乾弾劾の奏摺以外にはつきりと言及されるものはなく、彼も雍正帝から叱責を受けているので、以後もそのままの形で継続されたとは考えにくい。けれども、楊文乾が一七二八（雍正六）年巡撫在任中に歿した後も、實質的

には存続していたと思われる。同年八月一日に両広総督が出した布告で、外国商人はすべての中国商人と取引を行なう自由が制限され、取引相手として「富裕で信頼のおける the Chiefs of Hongs (行頭?)」しか選ぶことができなくなった。外国商人は「責任を果たしうる商人 (responsible Merchants) と取引すべきであり」、そうすれば、後者が「関税を支払って」、前者は「資力のない下賤な連中 (little mean People) から課税されることもはやなくなる」というのがその理由とされた。ここで考えなければならぬのは、海関当局によるこうした方法の存続を可能ならしめていたところの条件であろう。

ここで考えなければならぬのは、海関当局によるこうした方法の存続を可能ならしめていたところの条件であろう。官側の徴税、商人統制、私利着服の便宜などがその設定の第一の動機であったことはいうまでもなからうが、だからといって、強権に恃んだだけで実情を度外視していたとは思われない。その条件とは、この時期に対外貿易に関わっていた商人たちの階層分化にほかならなかつたと考えられる。先述した一七二〇年の「ギルド」結成の条文の第一三条を見ると、「行」を経営し、イギリスと取引しうる商人はその資力により三等に分かれており、上等より順に五行、五行、六行と定められている。排除された「大官の商人」二行はここに含まれていないから、これを合わせると、外国船の貿易に当たる「行」は一八あり、四層に区別できる状況であったわけである。石礼哈・常春は「広東の洋行は……その実一八〇九の行店がある」との言を引いており、数的にはほぼ合致する。楊文乾の措置は、徴税の便宜のため、このうち上二層に外国船との取引を限定したことになるであろう。こうした状況は、雍正一〇(一七三二)年に至ってもほぼそのままであった。広州城守副將毛克明の奏摺に、

洋行は合計一七あるけれども、福建人の陳汀官・陳寿官・黎開官の三行のみがほしいままに壟断して取引を霸占している。「一七行の」内には「その他に」六行あるが、これも陳汀官の親族の開いたものであり、あわせると九行になる。その他の売貨行店はさらに数十余家あるけれども、もし汀官の門下に取り入らなければ、全く売り捌くことはできない。貨物を洋商に売るのであれば、必ず九行が優先的に取引を行ない、それが終わってから始めて別家の交易が許された。

と見えるからである。ここで言及された「売貨行店」は、先に引いた官達の奏摺にある「洋貨行」と地位、数ともにほぼ

一致する。そして、明示的な史料は欠くものの、官達の言い方に拠る限り前節所述の洋貨行とも合致する蓋然性はかなり高いように思われる。

以上が認められるとすれば、洋貨行＝洋行を前提とした従来の所説は若干の訂正が必要であろう。海関設置に伴って設けられた洋貨行は、当初は外国からの来航船との取引を許されたが、実際にそれが可能であったのは、この時期数十存在したうち、十数ないし二〇行くらいに過ぎず、それらが「洋行」と呼ばれた<sup>②</sup>。そのうち最も勢力のある二～三行、加えてその系列下の数行が利潤の高い貿易を独占、あるいは優先的に行なった。これを後の外洋行の前身とみなして差し支えあるまい。資力でこれに次ぐ「洋行」は、本港行設立の際これに充当したものと考えられる。その結果、外国船との直接取引から締め出された「洋貨行」ないし「売貨行店」は、これらの「洋行」と国内の客商との仲介をする牙行と化した。後述の shopkeeper がこれに相当すると思われる。海関当局は、対外貿易を直接に取り扱う「洋行」に対し、輸出入品に課した諸税上納の義務を負わせておくのが至便であったのである<sup>③</sup>。

洋貨行設立以来、官側と商側との相互規定によって形成された以上の取引・納税・徵稅のあり方は、粵海関の西洋貿易管理体制の基礎をなすものであった。乾隆年間に設けられた保商制度も、これが前提となつてはじめて成立しえたものである。しかし、保商制度が制度として成立し、機能するに至ったのは、それなりの要因・契機があったことはいうまでもない。次節ではそこに注目しつつ考察をすすめよう。

① 「洋貨」の語義については、前掲『廣東新語』卷一五、贖貨、范端昂撰・湯志岳校注『粵中見聞』、広東高等教育出版社、一九八八年、卷二一、物部一、頁二四一、に「西南語番より出する者」とあり、これに従えば洋貨行の範圍はかなり限定されるが、ここでは前節所述の洋貨行設立の経緯、なかんずく前節註②所引史料に依拠しておく。またこの点につき、洋貨行「十三行」（後註③をも参照）として論じた

彭沢益「廣州十三行統探」『歴史研究』一九八一年第四期、頁一一五～一一六、を参照。

② 前掲『康熙起居注』第三冊、頁二三三～四〇三三五、「康熙五十六年兵部禁止南洋原案」、前掲『明清史料』丁編、第八本、頁七七四～七七五、「宮中檔雍正朝奏摺」第八輯、台北、故宮博物院印刊、一九七八年六月、頁二五～二六。

- ③ 前掲『宮中檔雍正朝奏摺』第五輯、一九七八年三月、頁六一三。
- ④ 中国第一歴史檔案館編『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』江蘇古籍出版社、第一〇冊、一九八九年、頁二三五。
- ⑤ 前掲『宮中檔雍正朝奏摺』第八輯、頁二五〇～二六。『大清歷朝世宗憲皇帝實錄』卷五四、雍正五年三月辛丑の条所引の福建總督高其倬の上奏には、「現今……広東の船は外国に至るを許され」てゐるとあり、矢野仁一氏は『Jungstedt, op. cit., p. 123. に拠り、広東での南洋航海の解禁は雍正元年（七三三）年であったと推測している（『支那近代外国關係研究』弘文堂、一九二八年、頁五〇七～五〇八）が、本註所引の檔案によれば、その蓋然性は低いように思われる。高其倬の「マカオからの貿易船」とは、あるいは外国人なるが故に許されていたマカオからの貿易船（前掲『宮中檔雍正朝奏摺』第三輯、一九七八年一月、頁三九二～三九三）を指すのかもしれない。いずれにせよ、粵海関での外国船の比重増大という行論には差し支えないので、さしあたり檔案史料に拠っておいた。もちろん、後考を俟って書き改められるべきものもある。
- ⑥ Morse, *op. cit.*, Vol. 1, p. 88. 佐々木正哉「清代広東の行商制度に就て——その独占形態の考察——」『駁台史學』六六号、一九八六年、頁五三。
- ⑦ Report remitted to the Trade with the East Indies and China, from the Select Committee of the House of Lords, pp. 290～291. Morse, *op. cit.*, pp. 174～176.
- ⑧ 前掲『広東新語』巻九、食史。佐々木正哉「清代官僚の貨殖に就て」『史學雜誌』六三編二号、一九五四年、頁二二一～二三。
- ⑨ Morse, *op. cit.*, pp. 137～145.
- ⑩ *Ibid.*, p. 89.
- ⑪ *Ibid.*, pp. 163～170. 下の「ギルド」結成は、後の「公行」による貿易独占の初の試みとして特筆されてきたものであるが、当時の状況や経緯、さらに、後述する「公行」成立の事情から考える限り、そうした連続的な側面は希薄である。
- ⑫ *Ibid.*, pp. 90, 156, 173.
- ⑬ 前註⑩を参照。
- ⑭ Morse, *op. cit.*, p. 102.
- ⑮ 『世宗憲皇帝實錄』巻二、康熙六一年二月辛酉の条、同書巻三、雍正元年正月辛卯の条。Morse, *op. cit.*, pp. 179, 181.
- ⑯ *Ibid.*, p. 181.
- ⑰ 前掲『宮中檔雍正朝奏摺』第一輯、一九七八年九月、頁七七六～七七七。『世宗憲皇帝實錄』巻九八、雍正八年九月戊申の条。
- ⑱ 『雍正硃批諭旨』第五函、第一冊、官達、雍正五年五月二〇日の条。
- ⑲ 前掲『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』第一〇冊、頁二三六、八五六～八五七、前掲『宮中檔雍正朝奏摺』第八輯、頁三四二。この付加税問題の詳細は、佐々木正哉「粵海関の陋規」『東洋學報』三四卷一・二・三・四合併号、一九五二年、を参照。
- ⑳ Morse, *op. cit.*, p. 187.
- ㉑ 『清史列伝』巻一三、楊文乾、『清史稿』全四八冊、中華書局、第三四冊、一九七七年、巻二九二、列伝七九、頁一〇三〇七。
- ㉒ Morse, *op. cit.*, pp. 188, 190.
- ㉓ 佐々木前掲論文。
- ㉔ Morse, *op. cit.*, p. 164.
- ㉕ 前掲『宮中檔雍正朝奏摺』第八輯、頁三四二。
- ㉖ 同右、第二〇輯、一九七九年六月、頁二四八。
- ㉗ 彭沢益前掲論文、同前掲『清代広東洋行制度的起源』、佐々木正哉「イギリスと中国」、榎一雄編『西歐文明と東アジア』、平凡社、一九七一年、頁三七一～三七三、同前掲『清代広東の行商制度について』、



頁五二―五三、六一。

⑳ 雍正年間の前註㉑所引の史料のほか、康熙年間の例としては、中國第一歴史檔案館編『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』、檔案出版社、第八冊、一九八五年、頁七三七に、「本年共到外國洋船一十三隻……奴才嚴催洋行・通事人等、速令交易明白……」とあり、康熙五九年にはすでに「洋行」がそうした意味で使用されていたことが看取される。

㉒ 『粵海関志』卷二五、行商、頁一一。ここで問題となるのは、福潮行の位置づけである。同右には、「乾隆十六年間……共有洋行二十家、並無本港名目、亦無福潮行名、止有省城海南行八家、改為福潮行七

家。」と記載され、それまでの「洋行」に海南行、後の福潮行が含まれていたのかどうか、これだけでは曖昧である。もっとも、前掲『廣東通志』卷一八〇、經政畧二三、市舶、には、「有行口商家、不分外洋・本港・福潮……、各行口有資本稍厚者、即辦外洋貨稅、其次者辦本港船隻貨稅、又次者辦福潮船隻貨稅」とあるから、福潮行は「洋行」より分かれ出たもので、先に言及した「洋行」を構成した四層の最下層の「行」が充当したとみなしうる。

㉓ Cf. e.g. Morse, *op. cit.*, p. 216.

### 三 保商制度の展開

#### (1) 保商・外洋行・公行

外国船に対し保商が立てられたのは、一七三六（乾隆元）年のイギリス記録に初めて言及される。<sup>①</sup>一七五四（乾隆一九）年にも、「保商の指名(naming Securities)が今のように行なわれるようになって二〇年ほどになる」と記されているから、実質的には雍正末年ごろ始められたとしてよいであろう。けれども、一七三八（乾隆三）年には「保商」を立てる」制度は、なおうまく機能していなかった」とする見解もあり、慣例以上のものではなかったのかもしれない。中国側史料によると、海関が「洋行」商人の中から保商を選んだのは、乾隆一〇（一七四五）年のこととなっている。<sup>②</sup>

保商が担った役割は、基本的には海関の徴税に関わるものと考えてよい。<sup>③</sup>イギリス人の言によって簡単に確認しておく。

ある船の保商に任じた商人は、自身がその輸入品を買うか、他の者がそうするかにかかわらず、その輸入品全てに課せられる税に責任を持つ。輸出品も同様である。したがって、もし彼が我々の商品全てを取り扱わない場合は、我々と何らかの取引を有した者のた

め、かなりの金額を「海関に」前払いしなければならない。<sup>⑧</sup>

このように、諸税を支払うべきは依然としてイギリス船と取引した商人であり、この点は従来の方法と変わっていない。その納税の最終的な責任の帰するところとして、保商が設定されていたのである。こうした慣行は、商人の貧窮化を齎らすとしたイギリス側の反対にもかかわらず、一七五五（乾隆二〇）年、両広総督・粵海関監督から布告が出され、制度として確立するに至った。そこには、保商は粵海関の税課に責任を負うべく、外国人との取引も全てその名義で行なわれることが定められている。<sup>⑨</sup>すなわち、外国人と実際に取引したのは誰であろうと、保商の名義で行なわれたのであるから、納税責任も結局はそこに帰着するという論理なのである。

とはいえ、こうした制度の機能が円滑であったわけでは決していない。乾隆二四（一七五九）年に粵海関監督の不正を調査した福州將軍新柱・兩広総督李侍堯の奏摺には、

一切の貨物は各行商がみな分領售売できるのに、税銀の納入になると、各行商は様子を窺い延滞させるので、勢い保商をして「売買した者に」代わって先に立替払いさせ、一時的に外国商人の貨銀を流用させざるをえなくなる。<sup>⑩</sup>

と見えている。とりわけ輸入品の場合にこの種の納税延滞は甚だしく、外国船は、商品を受けた「洋行」商人が納税をすませたとき出帆する慣例であったため、「連りに風信を誤」っていたという。<sup>⑪</sup>イギリス側が当時不満を抱いていた広東の通商条件の一つには、当然保商制度も含まれていた。けれども、頻りに繰り返されたイギリス側の抗議は、一七五七〜一七五九年、対西洋貿易が公式に広東一港に制限され、保商制度も廃止されなかったことで、結局は失敗に終わった。

いったい、それまでの方法に加え、保商を設ける必要はどこにあったのであろうか。当時の海関当局にしてみれば、最大の問題は、「行商の内に資本微薄にして納課前まざる者有り」という状態にあった。これは、海関当局にとって、外国貿易からの徴税が必ずしも有効に実現されないことを意味しよう。粵海関が「各行商の内より殷実の人を選択して保商となした」のは、保商を通じ外国船・外国商人を間接的におさえて、納税の責任を一元化し、徴税ルートを確保しておくた

めであった。

まことに「錢糧を慎重にするの意に属」した措置であったとはいえ、当局の認識のように、外国貿易を取り扱う「洋行」が資本に乏しく、諸税を上納しえないところにそもそも問題があったとすれば、こうした方法では決して根本的な解決にはならない。イギリス側の抗議で問題が表面化すると、清朝側は、「未だ該夷商の一面の詞に因りて遽に成規を易えるに便ならず」という態度を崩さなかつたものの、何らかの改善は必要と感したであろう。乾隆二五（一七六〇）年の外洋行の分立、「公行」の設立がこれに当たると考えられるが、だとすれば、まさしく保商制度を強化する方向で行なわれたこととなる。

外洋行とは「外洋各国夷人の載貨來粵・発売輸課の諸務を專辦」する「洋行」の謂である。ここにおいて、西洋からの来航船の保商に当たるべき商人とその取引の担い手とが、外洋行という名で公式に一元化されたと考えられよう。<sup>⑩</sup> 各外洋行が構成し、「夷船を公辦」したという「公行」とは、イギリス側の記録に拠ると、各外洋行が取り扱う貨物の価格を共同決定し、画一化すべく設けられた組織体であったようである。その設定が官・商いずれの発意によつたものか、今のところにはわかに定めがたい。<sup>⑪</sup>

いずれにせよ、外国人から見ると、こうした取引相手のあり方は全く独占というに等しいかもしれない。しかし単に取引の独占であれば、それまでに頻繁に行なわれたのは前節に述べたとおりで、ここであえて再び取り上げる必要もあるまい。この時期に当たり、こうした形の制度として設けられた意味がむしろ重要であろう。取引独占ではなく、納税・徵稅の文脈からすると、外洋行という枠で西洋船の取引に当たる「洋行」が公式に指定・制限され、「公行」によって各々の取引条件が同じとなれば、貨税納入の条件も同じとなり、保商の把握が容易となり、負担も軽減され、ひいては稅収が確保されるという効果が期待されたと思われる。果たして、この後、当局からの要求は年々増大していった。<sup>⑫</sup>

以上の経緯からもわかるように、保商制度設立の動因となり、その根底になお横たわっていた、「洋行」が「資本微薄

にして納課前ま<sup>④</sup>ないという問題は、依然として放置されたままであった。前節所述の如く、以前には対外貿易経営のため官僚より資金を借りていたほどであるから、「洋行」の資本不足は決してこの時に始まったことではない。当時の局面において、それが輸入税の納入延滞にどのように結びついていたのかを考える必要がある。外洋行商人潘振承が「進口洋貨を將て代売して税餉を交納す<sup>⑤</sup>」と述べているように、輸入税を支払うにはまず輸入品の販売が必要であった。こうした手続を取引の形態とあわせて見てみよう。一七五五年の記録には、

此処での取引はバーターと見做さなければならぬ。我々が取引する商人はほとんど現金を持っていない。したがって、我々は一五カ月ないし二年後、すなわち、「広州」城内の小売商人 (Shop Keepers in the City (who are Retailers)) がその代価を支払う時まで、支払いを猶予してやらねば、彼らは商品を買ってもその代金を支払うことができない。金属類のみが慣行上すぐに換金される商品であるが、原棉もそうであり、大きな需要もありうる。もし、此処で敢えて毛織物商品のみを販売して、茶や生糸を購入しない者があれば、全ての商人から顧みられなくなるであろう。さもなくば、毛織物商品を小売して、その代価が得られるまで何年も待たねばならない。が、たとえそうしても非常な困難が伴う。というのは、その毛織物商品を搬来する船の保商は、これを購入するわけでもないのに、課せられる関税 (納入) の責任を有しているので、彼もまたひどい負債を抱えねばならないからである。<sup>⑥</sup>

とあり、当時の状況に影響を及ぼしていた要因の一つとして、イギリス東インド会社が捌けないのを半ば承知で毛織物製品を持ち込んでいたことを看取できよう。

こうした毛織物製品販売に伴うバーター取引は、当時イギリス側で *London* と表現され、元来禁止されていたものだった。<sup>⑦</sup> 他方、東インド会社は、最も重要な茶買付のため、資金の乏しい「洋行」に対し、茶調達経費のかなりの部分の前貨も行なっていた。この両者は一七六九年に結合され、会社の毛織物を一定の価格で引き受けることを条件に、翌年の茶取引のための前貨を外洋行が受けるという方法が始められ、一七七六年には生糸などの調達も含め常例となっていた。<sup>⑧</sup> いかほ

どの茶がいくらで売れ、どれほどの毛織物を引き受けるかは、各外洋行の交渉にも左右されることとなった。こうした状況となつては、取引価格の画一化をはかった「公行」の存在は、元來競合的な外洋行にとって却つて桎梏とならう。一七七一年、「公行」設立を「呈請した」はずの当の潘振承が、「衆志紛岐し、漸く推諉するに至り、公に於いて補無し」として奔走し、「公行」解散を実現させたのは、ここに原因があつたと思われる。保商制度に内在した問題の対症療法ともいふべき「公行」の試みは、こうして失敗に終わったのである。

## (2) 保商制度の破綻

「公行」解散以後、各外洋行間の競争が前にも増して激化する一方、地方貿易に従事する私商人(Private merchants)の手許に資金がだぶつくようになると、外洋行は取引資金「借用の誘惑に堪えられなくな」り、その結果、莫大な負債を抱えるものが出てきた。一七七九年当時、外洋行は八行あつたが、そのうち二行は明らかに破産、二行は救いようのない状態、僅かに一行のみが信頼をおける、といわれた。<sup>⑩</sup> こうした情勢になつて、乾隆四五（一七八〇）年の刑部・戸部の会奏所引の広東巡撫李湖の上奏には、

従來、外国人は、貨物を積載して広東に來航し、各外洋行商人のところに逗留して交易を行なつていたが、外洋行商人は自分の行に逗留する外国人とのみ親密になり、……外国人の貨物販売には他行よりも価格をつり上げ、購買では価格を下げ、ただ外国人と多く交易せんことのみを圖つて、欠損を出し、ついには銀を借り票に換えるという弊害を生ずるに至つた。……本年以後、外國船が貨物を積んで來航したときには、以前どおり熟知する行への逗留は聽すが、輸入貨物は各外洋行商人をして共同で時価に従つて価格を定めたくえて販売させ、輸入して本國へ持ち帰る貨物も同様にして外洋行商人が代わりに購買する。廉潔有能な官員を選任派遣してこれを監督させる。……すべての外洋行の口錢の余利は公所に貯え、まず関稅・船鈔を納めさせ、然るのちに外國人に「外洋行の負債を」年賦払いさせる。<sup>⑪</sup>

と見えている。各外洋行共同での価格画一化方式が復活されたわけであるが、この場合は、明らかに当局による措置であり、外洋行の過当競争↓負債↓倒産という悪循環の防止が何よりもその動機となっている。保商たるべき外洋行がこの有様では、粵海関の徴税体制の根幹に関わるのである。引用に見られるように、当局が外洋行の取引にまで干渉しようとしたのも故なことではなかった。税収確保と外洋行保全の意図がよくあらわれていよう。

上の措置は、外洋行の負債問題という新たな局面に対処しようとしたものであり、厳密に言えば決して「公行」の復活ではなかった。管見の限り、「公行」の存在、あるいはその結成に言及した史料は確認できない。通説では、各外洋行の取引価格の画一化が「公行」設立の要件・指標とみなされ、乾隆四五年の措置は「公行」の再建にはかならず、この組織は一七八二年確立の後、南京条約締結に至るまで存続したとされている。しかし、実際には「公行」の名目も設けられず、一七八三(乾隆四八)年の記録に、外洋行相互の競争がいっそう激しくなり、当局が干渉までして実施を試みた価格画一化は画餅に等しかったといわれている。一七九五年にも「公行(Cong Hoos)」復興の風聞があったが、実現は見なかった。当局が事態のさらなる悪化を食い止めるため行なったのは、「公行」の結成ではなく、総商の利用であったと考えられる。

総商という語句自体は、嘉慶六(一八〇一)年にはすでに見えており、また、嘉慶一四(一八〇九)年、両広総督百齡らが提議した「華夷交易章程」の第六条にも言及されている。けれども、その当局に対する役割が判然と規定されたのは、嘉慶一八(一八一三)年、粵海関監督德慶の奏摺においてである。これによると、「不肖の疲商」が貨物を多く取り扱おうと「貴賤売」して「日後の虧折を顧み」ないため、「餉を虧き」、「関務日々疲る」という結果となった。その原因は、「向に董率の責なきを以て、股商は罪を避けて容隠し、乏商は尤に效いて利を競う」ことにある。外洋行商人の内より、

身家殷美・居心公正な者一く二人を択んで、洋行の事務を総理し、各商を率領し、夷人と交易させる。貨物は、必ず時価に従って一律に公平に取引させ、任意に高下し、私に争攬できないようにする。

とその対策が定められ、総商が取引・納税において各外洋行を統率すべきこととされた。さらに、倒閉した外洋行に代わ

る新商の選充については、「通関の総・散各商に責令し、公司に殷実公正の人を慎選し、聯名結保せしめ」、これに「餉項を慚欠するの情事」があった場合には、「原の保商に著落して賠繳せしむ」とあるように、元来対外的な徵稅のための保商制度の方法を、内に向かつて用いることとされたのである。

しかし、当局がこうした方法で所期の目的を達するには、すでに事態はあまりにも深刻化していた。各々の外洋行は、粵海関から見れば諸稅納入の単位なのであり、取引においても一つのまとまりを保っていなければならない。ところが、乾隆四二（一七七七）年に李湖が外洋行商人たちに宛てた批には、

近日あろうことか、外国人と信用取引を行ない、莫大な債務を累積している者がいるが、こうした大宗の貨物は、すべて該行商の司事・夥伴が外国人を熟知していることによって自ら洋行の店舗を開くと称し、擅に掛け買いたものである。<sup>⑧</sup>

とある。「行商の司事・夥伴」とは、前者が外洋行の事務を掌った、いわば經理担当者、後者が外洋行の共同出資者と覚しいが、両者は、例えば福隆行の関祥が一身に兼ねた場合もあり、明確に画分できる存在ではなかったようである。とまれ、外洋行の構成員にもかかわらず、その傘の下で独自の取引を営んだ者に間違いはない。納稅単位としての外洋行は、いわば解体を始めていたのである。こうした状態では、せつかくの当局の措置ではあったが、各外洋行が総商に統率され、相互に秩序を保ちつつ価格を決めて取引するなど思いもよらなかつたであらう。イギリスの帰正法（Commutation Act）を契機とする茶輸出の飛躍的増大が齎らした広東貿易の量的な拡大、質的な変化に対しても、とても対応し切れなかつた。道光九（一八二九）年には、

数年以来、「來航する」外國船は日々多く、稅課は日々旺んであるのに、行戸は反つて少なく、取引は繁多となり、周到に処理できなくなつてゐる。勢い行夥を用いざるを得なくなり、ここにおいて走私漏稅・勾串分肥と、弊害は百出してゐる。

といわれ、その原因は新商の選充条件が嚴格に過ぎたことにあるとされた。<sup>⑨</sup>しかし、それを緩めたところで、商人の「流品は混雜なくんばあらず、縦い徑ちに夷人に向かつて本を借り、營運するに至らずとも、糾夥朋充の弊、實に免れ難し」<sup>⑩</sup>

という結果に過ぎなかった。海関当局には事態改善の決め手はなく、その間に外洋行の実体はますます失われていった。

ところで、保商制度が有効に機能していなかったことを示す現象は、以上のような外洋行の内側からの解体にとどまらない。保商制度を確立せしめた一七五五年の布告により、shopkeeper は、保商名義で行なわれる以外、欧米人との取引が禁じられ、加えて、イギリス東インド会社と「洋行」との取引に係る大宗商品や皇帝献上用の珍品などを取り扱うこともできなくなっていた。<sup>⑤</sup> この shopkeeper とは、以後、中国語では店戸・舖戸・洋貨店、外国側では outside Merchants などとも呼ばれたもの(以下、引用以外は「洋貨店」の呼称で統一)であり、第二節では広東当局の報告に依拠し、外国人との直接貿易から締め出された「洋貨行」の後身である、と推測しておいた。ここで徴税当局と商人の關係から改めて捉えるならば、当局の商人統制範囲は意外に狭く、比較的外国との取引の機会に恵まれていた「洋行」しか把握できず、また、これを通じてしか徴税を実現しえないため、当局の側とすれば「洋貨店」を外国との直接取引から除外しておくのが望ましかった、とする方がむしろ事実に即しているかもしれない。禁令の発布自体、現実には「洋貨店」の取引がすでに盛行していたことを物語っており、布告発布後もそれに変化は見られなかった。

たとえ商品を売買しても、やはり行商・通事の手を通さないことが多くなり、無頼の店戸がひそかに外国商館に赴き、誘騙交易して、税餉を走漏している。<sup>⑥</sup>

と乾隆二四(一七五九)年の「防範外夷規條」に見える。「洋行」商人による納税の確保のみならず、彼ら以外の取引に対する徴税を実現するためにも、保商制度の効果的な実施はいかにしても必要であった。外国人との商品売買において「洋行」商人の手を通さなければ、徴税当局にとって、それはとりもなおさず脱税を意味した。規定上は、保商の認可さえあれば「洋貨店」といえども取引は可能であるが、前者は黃埔に投錨する外国船の保証人となつて、その貨物の関税に責任を持たねばならない。そのため、「洋貨店」が外国人と取引する場合には「表に出たがらず、その関税は我々(私商人)にこれを課すところの保商が支払」<sup>⑦</sup>うという手続が踏まれたのである。



イギリス側では、茶・絹などの大宗商品を扱う会社貿易から除外されていた私商人などが、「洋貨店」との取引に利益を見いだすのは、いわば当然のなりゆきであった。地方貿易、そしてアメリカの貿易が殷盛に赴くに比例し、「洋貨店」も次第に勢力を拡げていった。一七五五年に一〇〇前後であったその数は、一八一七年広東当局から閉鎖を命令されたものが二〇〇あったといわれるほど増加した。その規模も、負債を抱えがちで「実際には名前だけの存在にすぎない外洋行商人の多くよりもはるかに大きい」と見られるに至った。その結果、「資金の乏しい外洋行は、しばしばこれらの外洋行以外の商人 (the outside men) と関係を結び」、後者の勘定によって自分たちの倉庫から船積を許さざるをえないようになったのである。<sup>⑩</sup>

こうして、保商たるべき外洋行は、もはや外国貿易の担い手というには程遠い存在と化した。外国人との実際の取引は、外洋行の内側から「司事」・「夥伴」が、外からは「洋貨店」が保商の名義を借りつつ行なっていた。もっとも、粵海関から見れば、取引の実際がどうであれ、徴税さえ少なくとも円滑に行なわれれば、保商制度は奏功していることになろうが、こうした状態では、各外洋行が諸税上納を求められるままに行なえるはずはなかった。道光一四（一八三四）年の両広総督盧坤・粵海関監督彭年の示禁はそれをあますところなく語っていよう。

近ごろ射利せる市僧で洋貨店を開設し、外洋行に附搭して外国人と交易し、値を下げて商品を売り、大局を顧みない者がいる。その卸した貨物は疲行が代わって海関に申告し、二〜三割割り引いて関税を納入する。また、外洋行の名義を掲げ、別に棧房を設けて、某行の舖棧という燈籠を掛け、司事・夥伴として内より影射する者がいる。その販売明細には某行某棧と称してはいるが、その実、自分が取引したものである。外洋行はそのために名前を出して関税を納めるのである。外洋行がたびたび倒閉すると、この棧房を設けた人物は「商品を」満載して帰る。……この外洋行は自己の資本が豊かでないために、これによって体面を取り繕い、現銀を得て納税しようと図り、その結果、海関の正税・雑税を連年滞納しているのは、実に痛恨の至りである。<sup>⑪</sup>

外洋行の正餉・雑項の滞納は、道光一三（一八三三）年には一三〇万兩余りにも達していた。<sup>⑫</sup> 当然のことながら、粵海関か

ら戸部へ送られる税銀の滞納をも結果していたのである。<sup>⑭</sup>

- ① Morse, *op. cit.*, Vol. 1, p. 247.
- ② *Ibid.*, Vol. 5, p. 10.
- ③ *Ibid.*, Vol. 1, p. 260.
- ④ 「乾隆二十四年映咭喇通商案」『史料旬刊』第四期、「新柱等奏審明李永標各款摺」頁天一三三。
- ⑤ 大綱みにいえば、徴税の役割に加え、外国人の不正行為取締に対する責任もあつた (Morse, *op. cit.*, Vol. 5, pp. 29, 38~39)。具体的事例は、許地山編『遠東集』一九二八年初版、龍門書店、一九六九年、頁一〇九~一一一、一九四~二二一、を参照)が、後者は外国船・外国商人をイヤマークし、密輸・脱税を防止するという前者の機能から派生したのではなからうか。少なくとも、人的な統制という役割が史料に現われるのは徴税のそれより時期が遅い。なお、保商制度全体を構成した諸要素およびその機能の系統的な検討は、これを別稿に譲る。
- ⑥ Morse, *op. cit.*, p. 10.
- ⑦ *Ibid.*, pp. 10~11, 29, 38~39.
- ⑧ 同註④。
- ⑨ 前掲「新柱等奏審明李永標各款摺」頁天一三三。Morse, *op. cit.* pp. 77~78, 54。湯象龍「十八世紀中葉粵海関的腐敗」包遵彭・李定一・吳相湘編『中国近代史論叢』第一輯第三冊、正中書局、一九五六年、頁一四七~一四九、を参照。
- ⑩ 前掲「新柱等奏審明李永標各款摺」頁天一三三。Morse, *op. cit.*, p. 79.
- ⑪ E. H. Pritchard, *Anglo-Chinese Relations during the Seventeenth and Eighteenth Centuries*, University of Illinois Studies in Social Science, Vol. 17, Nos. 1-2, 1929, pp. 113~117。す、前節所述の

楊文乾の付加税徴収方式を保商制度のプロトタイプとみなし、また、佐々木前掲『粵海関の陋規』頁一四五、一四九、同「イギリスと中国」頁三七三、同「清代広東の行商制度について」頁五六~五七、まやはり「行頭」ないし「専行」が保商制度に移行した、との見解を採っている。外洋行の設定を看過しているという点で、いずれも不十分であるといえよう。

- ⑫ 前掲『粵海関志』卷二五、頁一一。Morse, *op. cit.*, pp. 92~93.
- ⑬ *Ibid.*, p. 126.
- ⑭ 前掲『粵海関志』卷一五、「奏議二」頁一九。
- ⑮ Morse, *op. cit.*, p. 24。許地山編前掲書「頁一三九~一四〇」を参照。
- ⑯ Morse, *op. cit.*, Vol. 5, pp. 24, 87, 90, 115~116, 151.
- ⑰ *Ibid.*, p. 151.
- ⑱ *Ibid.*, Vol. 2, p. 53.
- ⑲ *Ibid.*, Vol. 5, pp. 152~153.
- ⑳ 前掲『粵海関志』卷二五、頁一一。P. Aubert, *China*, London, 1834, p. 178. H. Cordier, "Les Marchands Hanistes de Canton," *T'oung Pao*, Vol. 3, 1902, pp. 291~292. じ「公行」解散を告示した総督の布告の仏訳テキストが載せられてゐる。
- ㉑ Morse, *op. cit.*, Vol. 2, pp. 44~46, 54.
- ㉒ 前掲『粵海関志』卷二五、頁四。
- ㉓ Morse, *op. cit.*, pp. 58~59. Cordier, *op. cit.*, pp. 297~298.
- ㉔ Morse, *op. cit.*, p. 58. *Ibid.*, p. 82. じ「公行 (Co-Hong)」が確立した」ところが「これは外洋行の数が旧態に復した (cf. Cordier *op. cit.*, p. 298)」ことに対するモース氏の一見解に過ぎず、管見の限り中国側

史料には「公行」なる字句は確認できない。然るに、郭廷以編『近代中国史』第一冊、商務印書館、一九四一年、頁三七、三七七、は全くこれに従っており、他の諸研究も概ね一七八〇年の「公行」再建<sup>26</sup>以後の存続を疑っていない。けれども、一七八八年、外洋行による「公行」再設の風聞は、粵海関当局が明確に否定している（許地山編前掲書、頁一五三～一五六。Morse, *op. cit.*, p. 33）。これを外側側に対する通辞に過ぎないと断定できるだろうか。当局は消極的だったと見る方が自然であろう。また、後註<sup>27</sup>所掲の史料は、「公行」が一七八〇年前後には設けられなかった傍証の一つとなろう。こうした通説は、南京条約第五条の漢文テキスト、「額設行商、亦称公行者」(英文テキストは、"certain Chinese Merchants called Hong Merchants (or Cohong)"とある)に由来しているようにも思われるが、この「公行」という用語はいささか唐突かつ不可解である。例えば、根岸信『支那ギルドの研究』、斯文書院、第四版、一九四〇年、頁三九一、のように、外洋行と同義的な公行という用語法が当時からあったのかもしれないが、モース氏は東インド会社史料に散見される Cong Hong（「公行」と Co-hong を明らかに混同している（後註<sup>28</sup>参照）。厳密な意味での「公行」は、一七六〇年から一七七年の間にしか存在しなかったというのが筆者の見解である。

- <sup>26</sup> Morse, *op. cit.*, pp. 58-59.  
<sup>27</sup> *Ibid.*, p. 93.  
<sup>28</sup> *Ibid.*, pp. 268-269.  
<sup>29</sup> 許地山編前掲書、頁一九八。  
<sup>30</sup> 『清代外交史料』嘉慶朝三、「阿広総督百齡等奏酌籌華夷交易章程摺」、頁一〇、「嗣後勇貨到時、由監督親督洋行總商、於公司館內、秉公按股繳銀、均勻分撥」とある。この条は、同右、「軍機大臣慶桂等奏會議阿広総督百齡等奏酌籌華夷交易章程逐款謹陳原摺片」、頁一七

～一八、で議駁された。Morse, *op. cit.*, Vol. 3, pp. 111-112. 』  
 「皇帝は Cohong 設立に同意しないことを表明した」とあり、目付からみてこの議駁を指したものに間違いない。たとすれば、Co-hong とは「公行」なる組織を指すのではなく、例えば、H. Cordier, *La France en Chine au Dix-huitième Siècle*, Tom. 1, Paris, 1883, p. 287. 』 "Cohannistes, marchands qui commercient exclusivement avec les Européens" とあるとあり、総商に統率された外洋行の集合的な呼称と考ええるべきであろう。筆者は前に、「一般的な呼称に従って「公行」という語を用いた(拙稿「洋関の成立をめぐって」『東洋史研究』五〇巻一号、一九九一年、頁六〇、六一、六五、七七、八一、八四)が、これは一律に外洋行と改められなければならない。」

- <sup>31</sup> 前掲『清代外交史料』嘉慶朝四、「粵海関監督德慶奏查辦関務情形並請設洋行總商摺」、頁六。また、Report from the Select Committee of the House of Lords, p. 456.  
<sup>32</sup> 許地山編前掲書、頁一四七。  
<sup>33</sup> 前掲『清代外交史料』嘉慶朝四、「粵海関監督德慶奏查辦関務情形並請設洋行總商摺」、頁五。許地山編前掲書、頁二二。  
<sup>34</sup> 前掲『粵海関志』卷二五、頁一九。  
<sup>35</sup> 『籌辦夷務始末』道光朝、卷九、頁二〇。前掲『粵海関志』卷二五、頁二〇～二四、を併照。  
<sup>36</sup> Morse, *op. cit.*, Vol. 5, p. 41.  
<sup>37</sup> 「乾隆二十四年啖咭喇通商案」史料旬刊』第九期「李侍堯摺三」、頁三二〇。  
<sup>38</sup> M. Greenberg, *British Trade and the Opening of China 1800-42*, Cambridge, 1951, p. 53.  
<sup>39</sup> Morse, *op. cit.*, p. 42.  
<sup>40</sup> First Report from the Select Committee on the Affairs of the

Press Area Studies Series, British Parliamentary Papers, China, 42 vols., Vol. 37, 1971, p. 111.

⑫ 佐々木正哉編『鴉片戦争以前中英交渉文書』、巖南堂、一九六七年、頁三四。

⑬ *Ibid.*, p. 174.

⑬ 前掲『粵海関志』卷一四、「奏課一」、頁五一～五六。

⑭ *Ibid.*, p. 61. Report from the Select Committee of House of Lords.

⑭ 同右、卷一五、「奏課二」、頁二五～三一。

### むすびにかえて

以上のように、一八三四年前後、外国貿易と粵海関の徴税を結びつけるべく設けられた保商制度は明らかに破綻に瀕していた。にもかかわらず、この年イギリス東インド会社が広東から退場すると、これにより「商多く人雜にして事に統属な」くなるのを恐れた広東当局は、これまで地方貿易に従事する外国船に立てられていた「認保」に加え、この「認保」に対し保証責任を負う「派保」を設定した。① いわば二重の保商制度が始められたのである。けだし、清朝当局者には、税を取り立てることと外国商人を従順に振る舞わせるための機構として、② 保商制度以外のものは考えられなかったであろう。

それでは、当時の外国側、なかんずくイギリス人たちは、広東当局がこのようにあくまで固執していた、各外洋行の取引に始まり、保商を経て粵海関に及ぶ徴税体系をどのようにみていたのであろうか。むすびとして、この点を簡単に論じて、南京条約、およびそれ以後の若干の見通しを得ておきたい。

東インド会社の中国貿易独占の廃止以前、私商人に突き上げられて管貨人委員会(the Select Committee of Supercargoes)が一八二九年に提出した貿易条件の改善要求に、

保商は実際には外国人の行動を規制できないのであるから、保商を必要とする法は、粵海関が口実を設けて金銭を強要するのに資しているに過ぎない。

と見える。このように、保商制度は実の伴わない外洋行から、ひいては自分たちから海關官吏が金錢を搾り取る手段として、彼らの眼に映らなかつた。そこで、「保商を立てる必要のなきこと、外洋行商人ないしは通事の仲介を経ずに税を現金で支払うべきこと」を要求している。<sup>③</sup> 一八三二年にはジャーディン (Dr. William Jardine) がいみじくも、

「清朝の官憲が」外洋行商人から関税を徴収し、金錢を強要する現在の方法が存在しているうちは、中国貿易が開放されても、イギリスはそこからいかなる重要な利益をも引き出すことはできない。

と述べている。私商人たちにとっては、「中国貿易の開放」だけでは全く不十分<sup>④</sup>で、保商制度の基礎をなしていた外洋行の納税という粵海關の徵稅原則の改変までも必要になっていたのである。東インド会社の独占廃止後も、こうした考え方に変化は見られなかつた。この考え方をいっそう敷衍したのとして、東インド会社に勤務し、長年の貿易経験を有した人物の見解を見てみよう。

こうした（官僚が外洋行から金錢を徴収する）慣習が存在する限り、……中国政府と結ばれるいかなる条約も税率も必ず忌避されるか、誤った方向へ導かれるであろう。……皇帝は外洋行 (Colony) 制度の全廃という選択を思いつくかもしれない。これによって中国商人の間に束縛のない競争が生じたとすれば、おそらく予想しうる最も喜ぶべき結果となろう。だが、この提案を受け入れるには警戒が必要である。外洋行が廃止されるならば、海關は改組されねばならない……さもなければ、この弊害は、単に場所を変えるだけで根絶されることはないだろう。官僚の強請は、今の外洋行商人と同様、「将来の」自由商人にも付きまとうであろう……<sup>⑤</sup>

外洋行の廃止は、やはり関稅徴収のよりよき方法と外国人の倉庫の所有が伴わねば、全く効果のないものとなろう。<sup>⑥</sup> すなわち、彼らが最も必要としたものには、保商制度に代わる「関稅徴収のよりよき方法 (a better system of collecting the Customs duties)」が含まれていたのである。果たして、一八四二年八月一二日、アヘン戦争終結のための条約交渉において、イギリス側は領事の設置に加え、

一定数の外洋行商人が取引にあたるきまりは、今後必ず廃止するものとする。我がイギリス商人は、何人と取引しても、また、納

めるべき関税をまずイギリス領事にわたし、転じて海関に納めさせても、差し支えないものとする。<sup>⑤</sup>

という要求を提示した。外国商人と粵海関の間に介在した外洋行から保商に及ぶ納税の役割はそのまま、領事をして代替させようとする企図が看取されよう。

ところが、清朝側の欽差大臣耆英らの了解<sup>⑦</sup>にもかかわらず、この要求が南京条約を始めとする諸協定に明記されることはついになかった。南京条約の第二条には、イギリス臣民の納税を領事が「監督する」ことを、また、イギリス船の担保責任を保商に代わって領事が負うことを規定した五港通商章程の第一条にも密輸の防止を謳うのみであった。イギリス全権ポテンジャー(Sir Henry Pottinger, first baronet)は、領事の関税代納ではなく、外国商人による納税に対する「監督」の義務を再三強調し、

「イギリス」政府は、その官吏を以て、廃止された外洋行商人という媒介の消失を多少なりとも補填する義務があるという考え方が受け入れられている。こうした考え方は誤っており、不合理である。というのは、私の知る限り、これまで官許の外洋行商人の如きものが存在したことのない四港を含んだ五港に、通商章程や税率表が適用されることよって明白に認められよう。<sup>⑧</sup>

と表明している。彼がこのように認識するに至った詳細な事情はなお明らかではないが、その言に依拠する限り、イギリス領事による保商制度の代替は、広東の特殊な事情に基づくものであり、五港全体を対象とする普遍的な規定には適しない、という理由で却けられたように思われる。こうして採用された、いわば五港に普遍的な條款は、上海では外国人税務司制度設立の一つの背景をなしたのであるが、本稿で明らかにしたような粵海関の徴税機構においては、以後、どのように運用され、いかなる現象を結果したのであろうか。この問題は本稿の論旨を継承すべき次稿に譲ることとしたい。

① 蔣廷黻編『籌辦夷務始末補遺』、北京大学出版社、一九八八年、道

1907, p. 15.

光朝第二冊、頁一九二、二〇一～二〇二。

② Morse, *op. cit.*, Vol. 4, p. 206.

③ A. J. Sargent, *Anglo-Chinese Commerce and Diplomacy*, Oxford,

④ Greenberg, *op. cit.*, p. 179. 田中正俊「中国人との自由貿易」(一

八三三年十二月）について、『檀博士還曆記念東洋史論叢』、山川出版社、一九七五年、頁三四四、三六三、を参照。「中国貿易の開放（[the] opening [of] the trade to China）」とは、前者のごうごうた東インド会社の中国貿易独占廃止を指すものか、後者の示唆する広東以外の通商地の獲得をいったものか、はなお明らかではないが、さしあたりここでは両者を含意をせよとす。

- ⑤ J. M. Richardson, *The Chinese Security Merchants in Canton and their Debits*, Canton, 1838, pp. 46~47.
- ⑥ 佐々木正哉編『鴉片戦争の研究 資料篇』、東京大学出版会、一九六四年、頁二〇〇。

⑦ 同右、頁二〇七。 General Correspondence, China (1815-1902), FO17/57, Letter from the Imperial Commissioners and Viceroy to Her Majesty's Plenipotentiary with enclosure, Encl. 23 in Pottinger to the Earl of Aberdeen, Sep. 3, 1842, No. 38. 前掲『籌辦夷務始末』道光朝、卷五九、頁四。

⑧ FO17/66, Pottinger to Elepoo, etc., Feb. 20, Encl. 19, in Pottinger to the Earl of Aberdeen, Mar. 25, 1843, No. 24.

⑨ FO17/68, Pottinger to Lay, No. 290, July 22, 1843, Encl. 5 in Pottinger to Earl of Aberdeen, July 26, 1843, No. 88.

⑩ 前掲拙稿。  
(京都大学大学院文学研究科博士後期課程

records, with an emphasis on 11th century. The *bajocho* 馬上帳 were registers drawn up in each district by *kendenshi* 検田使 who took records out in the field. For each *tsubo* 坪 of the *jorisei* 条里制 land measurement system, they recorded the condition of cultivation and of the harvest, the name of the cultivator, and the liability or exemption of the land for tax purposes. The *kenden mokuroku* 検田目録, which were records of the total area of paddy fields, were then written up on the basis of these. In the process of making these two kinds of records, the tax exemption licenses of the lords of the manors were scrutinized. These were supposed to be made each year, but in reality they were only made in the first year that a new governor was appointed. On the other hand, the *fuden kendencho* 負田検田帳 were records on which the total area of cultivated paddy fields were recorded by tax unit (*fuden* 負田 or *myo* 名). They were drawn up each year and inspected at the *kendensho* 検田所. These last records were not only used to count up by each *fuden* the number of fields to be taxed, but also to settle the payments of the *fuden* taxes. Thus I have argued in this paper that the cadastral surveys of the 11th century were formed in the latter half of the 10th century on the basis of the crop surveys of the *ritsuryo* system, and that they changed into *kenchu* 検注 that were carried out by provincial governors in the first year of their appointment.

## The Hong Merchants and the Canton Customs House

—with special reference to the security merchant system—

by

OKAMOTO Takashi

Since H. B. Morse's authoritative studies, the licensed guild monopoly known as the 'Co-hong' has been regarded as the most important component of the Canton System which regulated China's European trade until the Treaty of Nanking in 1842. To be sure, this viewpoint is not false *per se*, yet it undoubtedly overlooks various other aspects of the hong merchants. Dealing with the hong merchants' relations with the customs house authorities at Canton and with foreign merchants, this paper reveals how the system for levying duties on the Western trade at Canton commenced, developed and finally broke down.



The establishment of the Canton customs house, which absorbed rather than succeeded the maritime supervisorate at Macao, involved the distinction of *yang-huo hang* 洋貨行 from ordinary native brokers in Canton for the purpose of levies on maritime trade. Both the transaction of foreign trade and the collection of taxes from it were entrusted exclusively to several of the more influential brokers among the *yang-hang* 洋行, who were to be the hong merchants. Under the name of 'security merchants', these brokers were eventually obliged to secure all the duties on Sino-European trade. Since this security merchant system did not work well from the beginning due to a lack of funds on the part of the hong merchants, such remedies as the establishment of the *kung-hang* 公行 (not identical with the 'Co-hong') and the designation of senior merchants were unsuccessfully attempted. Due to a rise in the outside merchants' unscrupulous dealings with foreign merchants, the system worked worse and worse. In negotiations of the Treaty of Nanking, the British had demanded that consuls be substituted as intermediaries between foreign merchants and the customs houses in place of the security merchants, of whom the country traders especially had complained. Nevertheless, although one of the treaty articles provided for the abolition of the 'Co-hong,' the treaty did not actually contain any stipulations to meet the British demand. This fact was to bring about further problems in the tax collection system of the post-treaty Canton customs house.

## The System of Purchased Commissions in the 19th Century British Army

—The appointment, promotion, and retirement of officers—

by

MURAOKA Kenji

Until 1871 the recruitment and promotion of British army officers had been handled through the sale of commissions, a system which dated back to the Middle Ages. This may seem strange if one considers that at that time Britain was said to be the most advanced country in the world, but it is nonetheless true. As Britain did not experience the so-called "bourgeois revolutions" of the 18th and 19th centuries, many of the